

議案第18号

すみだ生涯学習センター条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成29年2月15日

提出者 墨田区長 山 本 亨

すみだ生涯学習センター条例の一部を改正する条例

すみだ生涯学習センター条例（平成6年墨田区条例第25号）の一部を次のように改正する。

第2条中第4号及び第5号を削り、第6号を第4号とし、同条第7号中「教育委員会」を「区長」に改め、同号を同条第5号とする。

第3条第1号カ中「、情報ライブラリー」を削り、同号中キを削り、クをキとし、ケをクとし、同号コ中「教育委員会」を「区長」に改め、同号コを同号ケとし、同条第2号エ中「教育委員会」を「区長」に改める。

第5条及び第6条中「教育委員会」を「区長」に改める。

第7条第1項中「墨田区教育委員会規則」を「墨田区規則」に改め、同条第2項中「教育委員会」を「区長」に改める。

第8条ただし書、第11条、第12条、第13条の2第1項ただし書及び第14条中「教育委員会」を「区長」に改める。

付 則

- 1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の日前にこの条例による改正前のすみだ生涯学習センター条例の規定により墨田区教育委員会が行った処分その他の行為又は同日前に墨田区教育委員会に対してされた申請その他の行為は、同日以後においては、それぞれこの条例による改正後のすみだ生涯学習センター条例の規定により区長が行った処分その他の行為又は区長に対してされた申請その他の行為とみなす。

( 提案理由 )

本年 4 月 1 日付け組織改正によりすみだ生涯学習センターの管理、運営等について区長部局で行うことに伴い、所要の規定整備をする必要がある。